

千葉市美浜区少年軟式野球連盟

規 約



令和3年3月

美浜区連盟HP <http://mihama.starfree.jp/>

千葉県美浜区少年軟式野球連盟規約

第1章 総則

第1条 本連盟は千葉県少年軟式野球協会の意志に基づく傘下組織としての活動をする。

第2条 本連盟は千葉県美浜区少年軟式野球連盟と称する。

第3条 本連盟の本部は会長宅に置く。

第2章 目的及び事業

第4条 本連盟は、原則として千葉県美浜区に在住する少年（学童）で編成された少年軟式野球クラブ（以下クラブと称する）を統括し、少年（学童）の健全な心身の育成と協調心、忍耐力の助長及び親睦の向上を計り、以って少年野球の発展と地域の交流を計ることを目的とする。

第5条 本連盟は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 加盟クラブの野球大会を企画及び実施
2. 加盟クラブの指導並びに助成
3. 少年野球技術向上のための講習会開催
4. その他連盟の目的達成に必要な事項

第3章 組織

第6条 本連盟は本目的に賛同する原則として美浜区に在するクラブで組織し、本連盟加入クラブは千葉県少年軟式野球協会及び千葉県少年スポーツ連盟に登録する。

第7条 本連盟に加盟しようとするクラブは、本連盟の規約及び本連盟大会運営規定の遵守を約した上、常任理事会の承認を得てその効力を発する。

第4章 選手、指導者等の資格及び登録

第8条 本連盟に登録される選手及び指導者は、第五条に規定された地域の在住者で野球愛好の少年及び指導者（クラブ代表者、事務局、監督、コーチ、マネージャー等）とする。

第9条 加盟クラブは毎年3月1日までに所定の用紙に下記事項を記入の上、連盟事務局長宛に提出しなければならない。

1. クラブ名称
2. クラブの活動拠点
3. 代表者の住所、氏名、電話番号

4. 事務局の住所、氏名、電話番号
5. 審判員の住所、氏名、電話番号
6. 指導者の住所、氏名、電話番号
7. 部員の学年別人数
8. その他指定事項

第10条 (1) 選手等の登録は毎年、春季大会の組み合わせを決定する抽選会までに大会運営規定に基づき指定された事項を本連盟所定の用紙に記入の上、事務局長経由大会委員長宛に提出するものとする。

(2) 年度途中で変更がある場合は各大会の組み合わせを決定する抽選会までに本連盟所定の用紙に記入の上、事務局長経由大会委員長に提出する。

(3) 登録クラブはスポーツ保険に加入しなければならない。

第5章 役員及び運営

第11条 本連盟に次の役員を置き、任期は2年とする。再任は妨げない、但し補充による役員の任期は前任者残任期間とする。

会 長	1名
副会長	若干名
事務局長	1名
事務局次長	若干名
会計部長	1名
監 事	2名
理事長	1名
副理事長	若干名
常任理事	若干名
理 事	若干名
審判部長	1名
副審判部長	若干名
主任審判員	若干名
指導審判員	若干名
審判員	若干名
<u>相談役</u>	<u>若干名</u>

- 第12条 (1) 会長は総会において選任する。
- (2) 会長は本連盟を代表し、会務を総理する。
- (3) 会長は他の役員を任命することが出来る。
- (4) 副会長は会長を補佐し、会長が事故あるときはその職務を代行する。
- (5) 事務局長は本連盟の運営に関する事項を行う。
- (6) 事務局次長は事務局長を補佐する。
- (7) 理事長は本連盟の運営をつかさどる。
- (8) 副理事長は理事長を補佐し、理事長が事故あるときはその職務を代行

する。

- (9) 常任理事・理事は理事長・副理事長を補佐する。
- (10) 会計部長は会長及び事務局長の指示を受け、一切の会計事務を行う。
- (11) 監事は会計報告に基づき監査報告を総会において報告しなければならない。
- (12) 会長は大会委員長及び大会委員を任命することができる。
- (13) 大会委員長は大会運営を統括する。
- (14) 審判部長は審判委員及び審判員を統括し、連盟主催の大会進行を行う。
- (15) 副審判部長は審判部長を補佐し、審判部長の事故がある時はその職務を代行する。
- (16) 主任審判員・指導審判員は審判部長及び副審判部長を補佐する。
- (17) 審判員は審判部長・副審判部長並びに主任審判員・指導審判員を補佐し本連盟主催の試合の審判を行う。
- (18) 相談役は会長の命を受け、会長を補佐する。

第13条 本連盟の運営決定機関として、会長、副会長、理事長、事務局長、審判部長及び会長が指名するメンバーに於いて構成する四役会議を設定する。

第14条 本連盟の運営諮問機関として常任理事会を設置する。常任理事会は、会長が招集し四役会議構成員及び、副理事長、常任理事で構成する。

- 第15条
- (1) 本連盟の最高議決機関は総会である。
 - (2) 総会への参加資格は連盟役員の内、指導審判員及び審判員を除く全員と各クラブ代表である。
 - (3) 議決権は各クラブ1票とする。
 - (4) 総会は参加資格者の過半数を以って成立する。

第16条 総会は毎年原則として2月に会長が招集し、次の事項を附議決定する。

- (1) 前年度の事業及び会計報告の件。
- (2) 新年度の事業計画及び会計予算の件。
- (3) 役員選任の件。
- (4) その他。

第6章 会計

第17条 本連盟の会計年度は1月1日～12月末日までとし、会計報告については監査役の監査を受けた後、総会において報告しなければならない。

第18条 本連盟の経費は下記により賄い、不足の場合は常任理事会の承認により臨時徴収することができる。

- (1) 年会費

- (2) 新規加盟費
- (3) 各種大会参加費
- (4) 寄付金
- (5) その他

第7章 競技・事故防止

第19条 本連盟の競技運営については、別に大会運営規定を設ける。

第20条 大会期間中、不時の負傷又は疾病に対しては応急処置をほどこす。

第21条 大会の試合中、選手の負傷または健康上の理由で本連盟が試合続行を不相当と認めるときは、審判部長又は大会委員長が任命した球場の責任者は選手の出場を停止又は試合を停止することができる。

第22条 本連盟は選手の事故防止と安全を計る事を啓蒙し、指導者の教育を行う。

第8章 その他

第23条 本連盟の規約の施行に関し必要な規則、細則及び申し合わせ事項等については、別に定めるものとする。

第24条 本連盟の目的に著しく反した場合は、四役会議が常任理事会に諮問した上でペナルティ処分を行うことができる。

第25条 本規約の改正は総会に於いて3/4以上の同意を得なければ改正することができない。

第9章 付則

第26条 本連盟の規約は令和3年3月1日より施行する。